

## 日本語学習支援基金

# 外国につながりを持つ子どものための日本語教室を助成します

## 令和元(2019)年度日本語教室学習支援事業 第二次募集のお知らせ

(公財)愛知県国際交流協会では、外国人児童生徒の日本語学習の促進を図るため「日本語学習支援基金」を活用し、外国人児童生徒を対象にした地域の日本語教室に助成を行っています。今回、この助成を希望される団体を募集します。

### ◇ 対象となる団体の要件等

営利を目的としない団体等により運営される教室であること等の要件があります。詳しくは、裏面の「日本語教室学習支援事業のあらまし」を御覧ください。御不明な点は、基金事務局までお問い合わせください。

### ◇ 助成内容

- ①日本語教室の運営費(ボランティア交通費、教材費、消耗品など)一律2万円/月
- ②会場費(施設使用料、光熱水費など教室開催に必要な会場に係る経費)上限1万円/月までの実費

### ◇ 助成対象期間

令和元(2019)年10月～令和2(2020)年3月

### ◇ 申請方法

所定の申請用紙に記入のうえ、基金事務局に持参又は郵送してください。申請用紙は(公財)愛知県国際交流協会日本語学習支援基金ウェブページからダウンロードできます。

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/kyosei/j/kikin/jigyouboshuR1.html>

### ◇ 申請期限

令和元(2019)年8月16日(金)当日消印有効

### ◇ その他

○助成対象団体は、審査委員会で審査のうえ決定します。審査結果は全ての申請団体に9月下旬頃までにお知らせします。

○助成金は、毎月提出していただく事業報告書等を確認のうえ、助成額を決定し、指定の口座に振り込みます。



### <基金を活用した取組の例>

- ◎地域の小学校と連携し、授業後に空き教室を利用してボランティアによる日本語教室を開催。近隣の小学校に通う子どもたちが参加しています。
- ◎大人を対象にした日本語教室に一緒についてきた子どもたちを集め、大人とは別メニューで児童生徒向けの日本語指導をしています。



日本語学習支援基金は、地域の企業・県民の皆様から頂いた寄付と愛知県からの出えんにより運営しております。外国人児童生徒の日本語教育を支えるため、基金への寄付に御協力をお願いします。

日本語学習支援基金事務局(公益財団法人 愛知県国際交流協会 交流共生課 共生担当)  
〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内  
電話 052-961-1409 FAX 052-961-8045 E-mail kikin@aia.pref.aichi.jp

# 日本語教室学習支援事業のあらまし

## 1 事業の概要

この事業は、外国につながりを持つ5歳から18歳の児童生徒(ただし、19歳以上であっても高校等に在学中の者を含む)のための日本語教室を運営する団体に対し、その教室の運営に必要な経費の一部を助成するものです。(事業年度:平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

## 2 助成内容

(1) 運営費: 2万円/月

ボランティア交通費、教材費、消耗品など、実際の教室運営にかかる経費にお使いいただけます。

(2) 会場費: 実費(上限1万円/月)

施設使用料、光熱水費などが含まれます。

## 3 対象

この事業の対象となる団体は次のとおりです。

- ①「日本語指導者としての条件を満たす者」※が1名以上いること
- ②活動に関する規約があること
- ③年間の収支が明瞭であること
- ④代表者及び会計責任者の定めがあること(代表者と会計責任者の兼務可)
- ⑤営利を目的とする団体、又は地方公共団体が運営主体ではないこと

※「日本語指導者としての条件を満たす者」(いずれか一つで可)

- ①1年以上日本語教育若しくは研究に従事した者、又は1年以上外国人児童生徒の学習支援に関する日本語ボランティアの経験がある者
- ②学校で教師等の経験がある者
- ③公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める420時間以上の養成講座を修了した者
- ⑤大学(短期大学を除く)において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者(関係科目45単位以上)
- ⑥大学(短期大学を除く)において日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者(関係科目26単位以上)

さらに、対象となる日本語教室には、次の条件があります。

- ①愛知県内で開催される日本語教室であること
- ②助成対象となる日本語教室に対して国・県及び県関係団体、並びに市町村から補助金その他の助成を受けていないこと
- ③原則、5人以上の児童生徒を対象とした日本語教室であること
- ④原則、児童生徒一人当たり週1回以上日本語指導を行うものであること
- ⑤児童生徒の年齢や学習段階、日本語能力、状況等に応じ、適切な学習支援の内容を遂行できること
- ⑥原則、日本語指導を行う者が児童生徒5人につき1人以上いること
- ⑦外部からの委託を受けて実施する日本語教室ではないこと